仕　様　書

１．委託業務の名称　：
　令和８年度 物品・役務 第１９号
　甲良町公共施設 フロン排出抑制法に基づく空調機器等の定期点検および簡易点検業務
２．委託業務の期間　：　契約締結日　から　令和 ９年 ３月２９日　まで
３．委託業務の内容　：

◆フロン排出抑制法に基づく空調機器の定期点検【計８施設】
（１）内容　：
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 16 条第一項の規定に基づく経済産業省環境省告示第 13 号（平成 26 年 12 月 10 日）に係る定期点検とする。
①直接法と間接法を状況により組み合わせた方法にて行う。
②フロンガスの漏えいが発見された場合は、必ず漏えい箇所を特定すること。
（２）調査対象施設の名称および住所　：

①甲良町役場本庁舎	甲良町大字在士 353 番地 1
②甲良町公民館	甲良町大字在士 350 番地
③甲良町保健福祉センター	甲良町大字在士 357 番地 1
④甲良町子育て支援センター	甲良町大字下之郷 1509 番地
⑤甲良東小学校	甲良町大字横関 215 番地
⑥甲良西小学校	甲良町大字在士 625 番地
⑦道の駅せせらぎの里こうら	甲良町大字金屋 1549 番地 4
⑧甲良東こども園	甲良町大字横関 32 番地

（３）　対象機器型番及び台数　：
別紙「機器一覧表１◆定期点検対象抜粋」の通り
（４）資格　：
①専門点検の方法について十分な知見を有する者が検査を自ら行い、または検査に立ち会うこと。
②別紙「機器一覧表１◆定期点検対象抜粋」に記載の対象機器を、定期点検可能な資格を有する者が行うこと。

◇フロン排出抑制法に基づく空調機器・冷蔵冷凍機器の簡易点検業務【計１０施設】
（１）内　容　：
①点検項目
・異常音、異常振動の有無
・熱交換器への霜付き、油漏れの有無
・外観の損傷、摩耗、腐食及び錆びその他の劣化の有無
・庫内温度（冷蔵冷凍機器のみ）

（２）対象施設の名称および住所　：

①甲良町役場本庁舎	甲良町大字在士 353 番地 1
②甲良町公民館	甲良町大字在士 350 番地
③甲良町保健福祉センター	甲良町大字在士 357 番地 1
④甲良町子育て支援センター	甲良町大字下之郷 1509 番地
⑤甲良東小学校	甲良町大字横関 215 番地
⑥甲良西小学校	甲良町大字在士 625 番地
⑦道の駅せせらぎの里こうら	甲良町大字金屋 1549 番地 4
⑧甲良東こども園	甲良町大字横関 32 番地
⑨甲良西こども園	甲良町大字呉竹 53 番地
⑩甲良中学校	甲良町大字在士 392 番地

（３）対象機器型番及び台数

別紙「機器一覧表１（室外機）、２(室内機)、３（業務用冷凍冷蔵機器)」のとおり

４．注意事項

（１）室内等汚れる可能性がある場合は該当機器の下部周辺を養生すること。

（２）点検前、点検後に各施設担当者立ち合いの下で稼働させ、作動確認すること。

（３）点検中の写真を撮影し、完了届とともに提出すること。

（４）点検時に備品等を移動させた場合は現状復帰すること。

（５）担当者と日程の協議を十分に行い、業務に差し支えのないように点検すること。

（６）万が一、点検が原因で機器の作動に不具合が生じた場合、その不都合に対し無償で対応すること。

５．報告

（１）点検終了時は点検記録簿、完了届等、発注者が必要と認めた書類を提出すること。

（２）定期点検実施可能な受講証明書（許可証）等の写しを点検開始前に提出すること。

６．その他

（１）各施設担当者に簡易点検の手法・点検内容を指導すること。

（２）受注者は、委託業務の処理を他に委託し、または請け負わせてはならない。
ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（３）この仕様書に記載のない事項は、発注者と協議の上業務を遂行するものとする。